

17. NPO 法人の会計の特徴は？

NPO の活動を多くの地域の人たちに知ってもらい、より多くの共感と支援を得るために、会計報告を作る統一ルールとして、2010 年 7 月に策定された NPO 法人会計基準があります。

会計基準は法律ではないので、強制されるものではありませんが、NPO の信頼性の向上を図るために、ぜひこの会計基準に沿った会計報告の作成をお願いしたいと思っています。

NPO 法人は、行政の関与を極力少なくする代わりに、一般市民による監視を期待して、厳しい情報公開が義務付けられています。しかし 1998 年の NPO 法制定以来、NPO 法人には会計基準がなく、作成される会計報告は千差万別で、比較もできない状況でした。そこで、全国の NPO の中間支援組織 79 団体が中心となり、1 年 4 か月の年月をかけて策定したのが、NPO 法人会計基準です。NPO 法人会計基準は、行政主導ではなく、民間主導で策定され、まさに NPO らしい会計基準と言えます。

NPO 法人会計基準は、次の 2 点を基本的考え方として策定されました。

①市民にとってわかりやすい会計報告であること。このために、会計基準策定にあたり、会計報告の作成者の視点以上に、会計報告の利用者の視点を重視する。

②社会の信頼にこたえる会計報告であること。

このため財務諸表は、資金の収支を中心とした収支計算書から、NPO 法人の財務的生存力を表す損益計算書である「活動計算書」と資産・負債を表す「貸借対照表」、そしてこれらの財務諸表を補完する「注記」から成ります。「財産目録」は NPO 法に規定があるため作成する必要があるものの、実質的には付属明細書的なものであるため、NPO 法人会計基準では、財務諸表とは別の会計報告書として位置づけています。NPO 法人会計基準の財務諸表等の「等」は、「財産目録」を指しています。

NPO 法人が自律し、自発的に NPO 法人会計基準により情報公開を行うことが、社会からの信頼性向上につながり、共感や支援を増やします。そのような社会を目指して、私たち NPO 会計税務専門家ネットワークは NPO 法人会計基準の普及に努めています。

NPO 法人会計基準に関する情報は、[「みんなで使おう！NPO 法人会計基準」](#)を是非ご覧ください。

わからないことがあったら、[質問掲示板](#)で質問することもできます。